県営土地改良事業計画の概要

ため池等整備事業

浅海第２地区

県営土地改良事業（ため池等整備事業・浅海第２地区）計画概要書

第１章　目的

本ため池は、松山市浅海第２地区の重要な貯水施設であり、12.2ha の受益地に用水を供給しているが、老朽化が進行しており堤体からの漏水や法面浸食が生じており危険な状態である。これらにより、集中豪雨や地震等の災害時に、堤体決壊が発生する危険性が高く、ため池下流の農地、人家に甚大な被害をもたらす恐れがある。

このため、早急に改修を行い、安定した農業用水の確保による農業生産の維持や堤体下流の農地及び住民の生命・財産等の安全の確保を図ることが必要である。

第２章　地域の所在及び現況

第１節　地域の所在

愛媛県松山市浅海原、浅海本谷内

第２節　現況

本地区は、松山市北部に位置し、丘陵地と平たん地からなる地域である。

気候は温暖寡雨な瀬戸内式気候であり、年中温暖で年間降水量が極めて少ないことから、地区内には小規模なため池が数多く築造されている。

第３章　基本計画

第１節　計画の要旨

本地区のため池は、築造後 260 年以上を経過し、老朽化が進行して法面浸食等の堤体の断面不足が顕著である。非かんがい期は水位を下げて管理しているが、かんがい期は地区の重要な水源のため水位を下げて管理することが困難である。

下流域には住宅地もあるため、ため池の決壊時には多大な被害が想定されることから、早急にため池を改修し安定した農業用水の確保と下流の農地､住民の生命･財産の安全を確保する。

第２節　環境と調和への配慮

本ため池を含む周辺地域は、松山市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域に位置付けられていることから、地域住民・有識者の意見を踏まえ、事業実施期間中の汚濁水防止に努め、自然生態系に対する負荷を最小限に抑える対策を行う。

第４章　工事及び管理の要領

第１節　主要工事の内容

農業用ため池改修　N＝３

宮ヶ谷池　(H=5.8m、L=43.0m)　　夫婦下池　(H=5.4m、L=67.0m)

手が窪池　(H=3.9m、L=72.2m)

洪水吐工　　１式

取水施設工　１式

第２節　管理の要領

(1)　管理者　　北条市土地改良区が管理する。

(2)　管理すべき施設の種類　　農業用ため池　３箇所

第５章　換地計画の要領

該当なし

第６章　費用の概算

（単位：千円）

科　　目	金　　額
工　　事　　費	４７５，０００
測量及び試験費	７７，０００
用地費及び補償費	１３，０００
事　業　費　計	５６５，０００
工　事　雑　費	
事業主体事務費	２８，２５０
合　　計	５９３，２５０

第７章　効　　用

ため池下流の農地、農業用施設等の安全が確保される。

第８章　他事業との関連

なし

第９章　計画概要図

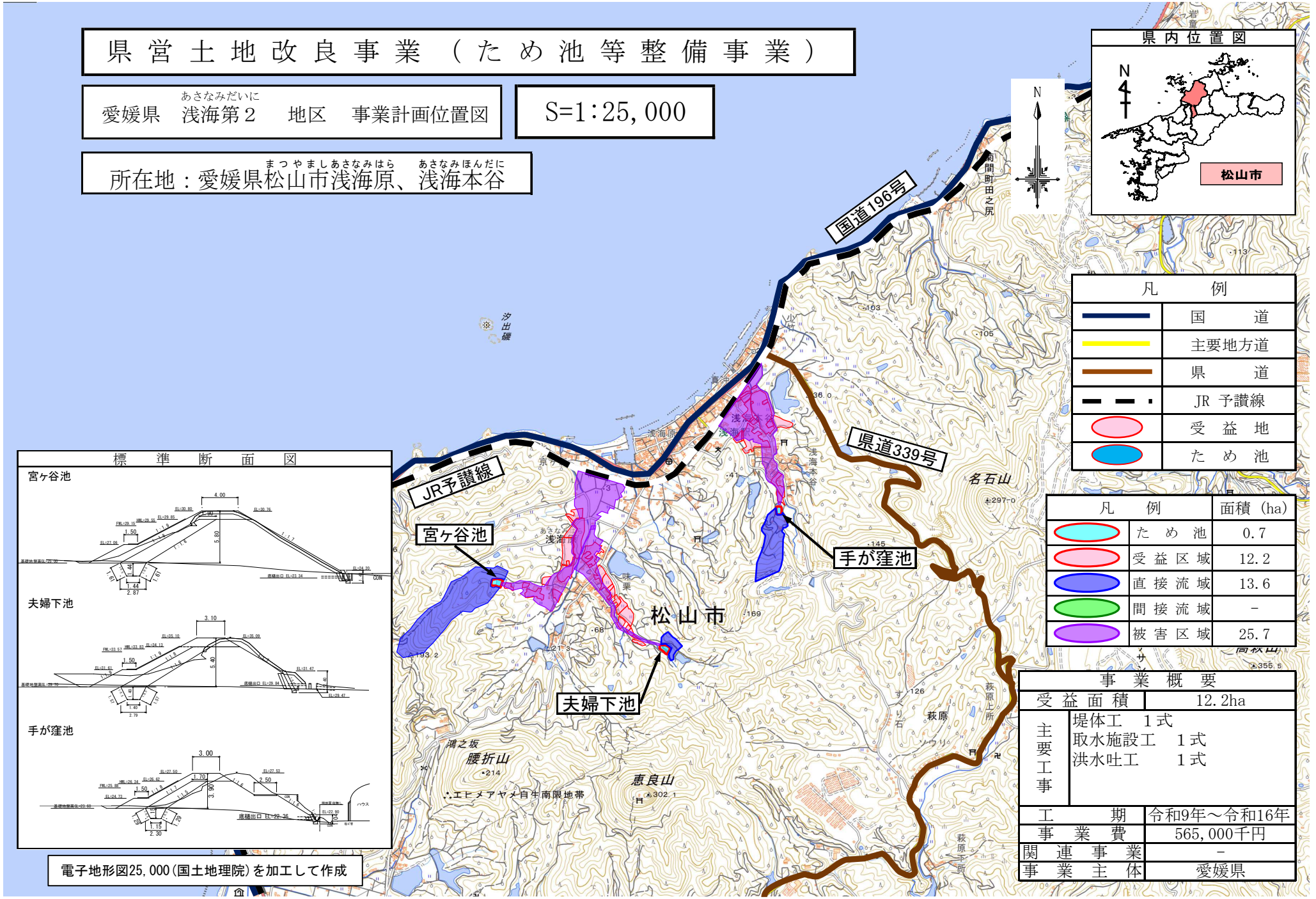
別紙のとおり

県営土地改良事業（ため池等整備事業）

愛媛県　浅海第２（あさなみだいに）　地区　事業計画位置図

S=1:25,000

所在地：愛媛県松山市浅海原（まつやましあさなみはら）、浅海本谷（あさなみほんだに）



県内位置図

凡例

凡例	
	国道
	主要地方道
	県道
	JR 予讃線
	受益地
	ため池

標準断面図

凡例		面積（ha）
	ため池	0.7
	受益区域	12.2
	直接流域	13.6
	間接流域	－
	被害区域	25.7

事業概要

受益面積	12.2ha
主要工事	堤体工　１式 取水施設工　１式 洪水吐工　１式
工期	令和9年～令和16年
事業費	565,000千円
関連事業	－
事業主体	愛媛県

電子地形図25,000（国土地理院）を加工して作成

県営土地改良事業（ため池等整備事業・浅海第２地区）における事業費等の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

１　事業費の負担区分の予定

単位：円

		金額	うち工事費		うち事務費	
				負担割合		負担割合
事業費		593,250,000	565,000,000	100%	28,250,000	100%
内訳	国庫補助金	310,750,000	310,750,000	55%	0	―
	県費負担金	192,100,000	163,850,000	29%	28,250,000	100%
	地元負担金	90,400,000	90,400,000	市：16% 地元：-	0	―

２　地元負担の予定基準

地元負担金 90,400,000 円は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第 6 項の規定に基づき松山市が負担し、県へ納入する。

地元負担金の内訳　　単位：円

地元負担金区分	地元負担金	負担割合
松山市	90,400,000	16%
地元	0	-
計	90,400,000	16%